

施設・設備利用の手引き

目次

1. 施設・設備利用の実施について	2
2. 機器利用手続きについて	2
3. 研究成果報告書について	3
4. 本研究による成果の発表について	3
5. 知的財産権の取扱いについて	3
6. 問い合わせ先.....	3

物質・デバイス領域共同研究拠点

国立大学法人九州大学先導物質化学研究所

1. 施設・設備利用の実施について

- 施設・設備利用をする際は、事前に利用機器管理地区の研究支援室または装置担当者と打ち合わせの上、実施願います。
- 共通機器の利用は、原則として測定件数の上限を設けさせていただきます。詳細については、「**別紙 1) 施設利用ポイント制**」を参照ください。
- 施設・設備利用期間中は、装置担当者の指示等に従い、所内の規則等を遵守願います。

2. 機器利用手続きについて

各種手続きにおいて必要な書類を期日までにメールまたは郵送にてご提出ください。書類は拠点 HP よりダウンロードできます。 http://www.cm.kyushu-u.ac.jp/kyoten/?page_id=678

◆ 研究支援室管理の機器（共通機器）を利用する場合

- 共通機器利用時間は、原則として8時半～17時15分（土日祝は利用不可）とします。
- 大学連携研究設備ネットワーク（以下「設備ネット」という）登録機器を利用する場合は、所属大学の担当者を通じて ID を取得するようお願いいたします。（※ 国立大学法人のみ）

※ 本研究所の共通機器、設備ネット登録機器については、拠点 HP を参照ください。

http://www.cm.kyushu-u.ac.jp/kyoten/?page_id=275

※ 設備ネットの詳細については、HP を参照ください。

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

利用形態	利用手続き
依頼測定 (研究支援室に測定依頼する場合)	① 事前に物質機能評価センター（以下「センター」という）または機器管理地区の研究支援室に連絡 ↓ (承認) ② 「測定依頼書」とサンプルを装置担当者に送付
来所測定 (自己測定を行う場合)	※ 来所自己測定を行う場合は、装置担当者了解のもと、センター長の許可が必要です。 ① 初回来所前に「共通機器利用許可願」をセンターに提出 ② センターより「共通機器利用許可書」を発行 ③ 利用機器管理地区の研究支援室に連絡（日程調整・測定の打ち合わせ） ④ 来所前または来所時に「来所届」をセンターに提出 (※学外の方のみ) ↓ (来所・測定後) ⑤ 施設利用後、「共通機器利用報告書」を記入の上、利用機器管理地区の研究支援室または装置担当者に提出

◆ 各研究室所有の機器を利用する場合

利用機器を所有する研究室に直接ご連絡の上、ご利用ください。

3. 研究成果報告書について

研究終了後、期日までに「物質・デバイス領域共同研究拠点 研究成果報告書」を電子メールにてセンターにご提出願います。

※ 提出期限：平成 30 年 2 月予定（詳細は別途お知らせいたします）

4. 本研究による成果の発表について

本研究による成果を発表される場合は、「物質・デバイス領域共同研究拠点における共同研究による」旨の文章を明記して下さい。

(英文例) This work was performed under the Cooperative Research Program of "Network Joint Research Center for Materials and Devices".

5. 知的財産権の取扱いについて

知的財産が創作されたときは、速やかに所属機関の間で知的財産権の帰属について協議をしてください。ただし、原則として各機関の権利の持ち分は各研究者の発明等に対する貢献度によるものとします。

6. 問い合わせ先

施設・設備利用についてご不明な点は下記までお問い合わせください。

◆ 施設・設備利用（全般）について

<物質・デバイス領域共同研究拠点>

九州大学先導物質化学研究所 物質機能評価センター

〒816-8580 福岡県春日市春日公園 6-1

TEL/FAX : 092-583-8898

Email : kyoten@cm.kyushu-u.ac.jp

◆ 先導物質化学研究所 各地区研究支援室のお問い合わせ先

筑紫地区研究支援室（本部）

TEL/FAX : 092-583-8898

Email : kyoten@cm.kyushu-u.ac.jp

伊都地区研究支援室（分室）

TEL : 092-802-6210

Email : ito-ac@cm.kyushu-u.ac.jp